

補助金事業等収益明細書  
(自)令和5年4月1日(至)令和6年3月31日

社会福祉法人名 社会福祉法人 石川福祉会

(単位:円)

交付団体及び交付の目的	区分	交付金額	補助金事業に係る利用者からの収益	交付金額等合計	うち国庫補助金等特別積立金積立額	交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳		
						介護保険事業	老人福祉事業	保育事業
広島県	介護事業	2,808,000		2,808,000		2,808,000		
東広島市		5,451,400		5,451,400		5,451,400		
職業安定局		1,001,090		1,001,090		1,001,090		
その他		20,000		20,000		20,000		
区分小計		9,280,490	0	9,280,490	0	9,280,490	0	0
広島県	老人事業	19,454,000		19,454,000			19,454,000	
東広島市		1,192,600		1,192,600			1,192,600	
その他		25,916		25,916			25,916	
区分小計			20,672,516	0	20,672,516	0	0	20,672,516
【補助金事業収益(公費)】	保育事業							
東広島市		27,788,260		27,788,260				27,788,260
職業安定局		258,548		258,548				258,548
【補助金事業収益(一般)】利用者			598,700	598,700				598,700
区分小計		28,046,808	598,700	28,645,508	0	0	0	28,645,508
公益財団法人JKA	施設	5,814,000		5,814,000	5,814,000	5,814,000		
区分小計			5,814,000	0	5,814,000	5,814,000	5,814,000	0
合計		63,813,814	598,700	64,412,514	5,814,000	15,094,490	20,672,516	28,645,508

- (注) 1. 「区分」欄には、介護保険事業の補助金事業収益の場合は「介護事業」、老人福祉事業の補助金事業収益の場合は「老人事業」、児童福祉事業の補助金事業収益の場合は「児童事業」、保育事業の補助金事業収益の場合は「保育事業」、障害福祉サービス等事業の補助金事業収益の場合は「障害事業」、生活保護事業の補助金事業収益の場合は「生活保護事業」、医療事業の補助金事業収益の場合は「医療事業」、〇〇事業の補助金事業収益の場合は「〇〇事業」、借入金利息補助金収益の場合は「利息」、施設整備等補助金収益の場合は「施設」、設備資金借入金元金償還補助金収益の場合は「償還」と補助金の種類がわかるように記入すること。  
 なお、運用上の留意事項(課長通知)別添3「勘定科目説明」において「利用者からの収益も含む」と記載されている場合のみ、「補助金事業に係る利用者からの収益」欄を記入するものとする。
2. 「交付金額等合計」の「区分小計」欄は事業活動計算書の勘定科目の金額と整合するものとする。  
 また、「交付金額等合計の拠点区分ごとの内訳」の「区分小計」欄は、拠点区分事業活動計算書の勘定科目の金額と一致するものとする。